

定例監査結果報告

1 監査の種類
定例監査

2 監査の対象
交通局

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は、仙台市監査基準に従い、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務等に関し、合規性、正確性等の観点から、令和5年度に執行された事務事業のほか、必要に応じ、令和5年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の日程

令和6年2月2日から令和6年6月7日まで

5 監査の結果

一部に改善を必要とする事項が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。
改善を要する事項は、次のとおりである。

(改善を要する事項)

(1) 不適切な随意契約について

予定価格が100万円を超える委託契約については、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14(現第21条の13)第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

ところが、車両課においては、予定価格が100万円を超える地下鉄東西線車両操舵リンクMT検査業務委託について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。